

島広報甲第83号
島少対甲第76号
令和5年2月9日

各所属長 殿

保存期間	5年
------	----

島根県警察本部長

島根県警察犯罪被害者支援ガイダンスカウンセラー運用要領の制定について
(例規通達)

犯罪被害者等のストレスを緩和し、捜査への協力を確保するとともに、精神科医等への円滑な引継ぎ及び適切な被害者支援活動を推進するため、別添のとおり「島根県警察犯罪被害者支援ガイダンスカウンセラー運用要領」を制定し、令和5年4月1日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別添

島根県警察犯罪被害者支援ガイダンスカウンセラー運用要領

第1 趣旨

この要領は、島根県警察犯罪被害者支援ガイダンスカウンセラー（以下「ガイダンスカウンセラー」という。）制度の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 制度の目的

ガイダンスカウンセラー制度は、犯罪被害後の急性期において犯罪被害者等に対し、部内の専門的な知識・技能を有するガイダンスカウンセラーによる精神的な支援を行うことで、当該犯罪被害者等の当面のストレスを緩和し、捜査への協力を確保するとともに、部内カウンセラーや精神科医等への円滑な引継ぎを行い、もって適切な被害者支援活動を推進することを目的とする。

第3 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 ガイダンスカウンセラー

警察職員のうち、公認心理師（公認心理師法（平成27年法律第68号）第2条に規定する公認心理師をいう。以下同じ。）又は臨床心理士（公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会認定のものをいう。）の資格を有する者（以下「公認心理師等」という。）で、警察本部長（以下「本部長」という。）が指定したものをいう。

2 犯罪被害者等

犯罪被害者並びにその家族、遺族及び関係者をいう。

3 部内カウンセラー

犯罪被害者支援心理カウンセラー運用要領の制定について（令和5年2月9日島広報甲第84号、島厚甲第65号本部長例規通達）第2に規定する部内カウンセラーをいう。

4 部外カウンセラー

犯罪被害者等に対する公費負担実施要領の制定について（平成29年3月22日島広報甲第255号、島会甲第660号本部長例規通達。5において「公費負担実施要領」という。）第5の1(1)に規定する部外カウンセラーをいう。

5 精神科医等

公費負担実施要領第5の1(2)に規定する精神科医等をいう。

6 急性期

犯罪被害を受けた直後の時期で、情緒不安定、意欲の低下等の症状が急激に現れる時期をいう。

7 危機介入

犯罪被害者等が被害後に直面する精神的な混乱に対し、直接的かつ積極的に介入し、犯罪被害者等の心の安定を図る対応をいう。

第4 ガイダンスカウンセラーの推薦

所属長は、自所属の職員のうち、ガイダンスカウンセラーとして適性があると認められる者について、ガイダンスカウンセラー候補者推薦書（様式第1号）により、警務部広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）を經由して本部長に推薦するものとする。

第5 ガイダンスカウンセラーの指定

- 1 広報県民課長は、第4の規定により所属長から推薦された職員の中からカウンセリングに関し適性があると認める者を選考するものとする。
- 2 本部長は、広報県民課長が選考した者の中からガイダンスカウンセラーを指定するものとする。ただし、死傷者多数事案発生時における被害者支援要領の制定について（平成27年11月18日島広報甲第867号ほか本部長例規通達）第3に定める特別被害者支援要員と重複して指定することはできないものとする。
- 3 本部長は、2の規定により指定したガイダンスカウンセラーについて、ガイダンスカウンセラー指定通知書（様式第2号）により関係所属長に通知するものとする。
- 4 広報県民課長は、ガイダンスカウンセラーとして指定された職員について、ガイダンスカウンセラー指定名簿（様式第3号）を作成し、ガイダンスカウンセラーの指定等の管理を行う。
- 5 ガイダンスカウンセラーは、警務部広報県民課に兼務発令するものとする。

第6 ガイダンスカウンセラーの指定の解除

- 1 所属長は、自所属のガイダンスカウンセラーについて、健康状態その他の理由によりその指定を継続することが適当でないと認めるときは、ガイダンスカウンセラー指定解除上申書（様式第4号）により、広報県民課長を經由して本部長に指定解除の上申を行うものとする。
- 2 広報県民課長は、ガイダンスカウンセラーに指定された職員について、その指定を継続することが適当でないと認めるときは、ガイダンスカウンセラー指定解除上申書により本部長に指定解除の上申を行うものとする。
- 3 本部長は、1及び2に規定する上申について相当と認めるとき、又は自らが指定を解除する必要があると認めるときは、指定の解除を行うとともに、ガイダンスカウンセラー指定解除通知書（様式第5号）により関係所属長に通知するものとする。

第7 ガイダンスカウンセラーの任務

ガイダンスカウンセラーは、次に掲げる任務を行うものとする。

- 1 急性期における犯罪被害者等の心理状態の観察及び分析
- 2 犯罪被害者等の心理状態に応じた適切な助言、指導その他の援助
- 3 犯罪被害者等の状況に応じた適切な支援方策の提示
- 4 部内カウンセラー、部外カウンセラー又は精神科医等に対する引継ぎの際における犯罪被害者等の意向確認並びに医師等への要望確認及び必要な犯罪被害者等の心理状態に関する情報の提供

- 5 関係捜査員等に対する犯罪被害者等の心理状態に応じた対応方法に関する助言、指導その他の支援
 - 6 警察職員に対する代理受傷の防止等に関する助言及び指導
 - 7 公認心理師等を対象として実施される第9に規定する研修等への参加
- 第8 ガイダンスカウンセラーの運用
- 1 介入時期
事案認知後、原則として1週間以内に、犯罪被害者等に対してガイダンスカウンセラーによる面接を行うものとする。
 - 2 派遣要請
 - (1) 各警察署長及び島根県警察高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）は、犯罪被害者等に対し精神的な支援を行う必要があると認めたときは、ガイダンスカウンセラー派遣要請書（様式第6号。以下「要請書」という。）により、広報県民課長を經由して本部長に対しガイダンスカウンセラーの派遣を要請することができる。ただし、急を要する場合は、電話その他の手段による要請を行った後に速やかに要請書を送付するものとする。
 - (2) 自所属のガイダンスカウンセラーが、自所属において第7の5及び6の任務に従事するときは、広報県民課長への派遣要請書の送付は要しないものとする。
 - 3 派遣等
 - (1) 要請書を受理した広報県民課長は、ガイダンスカウンセラーの派遣が必要であると認めたときは、速やかにガイダンスカウンセラーが属する所属の長と協議を行い、派遣者を選定するものとする。
 - (2) 広報県民課長は、派遣者が属する所属（以下「派遣元所属」という。）の長に対し、派遣先及び派遣期間を明示して派遣を要請するものとする。
 - (3) 派遣期間は、派遣の初日から起算して7日以内とするが、やむを得ずその期間を超える場合は、広報県民課長及び派遣元所属の長との協議により延長の可否及び延長する期間を決定するものとする。
 - 4 経過確認
 - (1) ガイダンスカウンセラーは、犯罪被害者等に対する初回面接の実施後、おおむね1か月を経過した段階で、当該犯罪被害者等から相談、カウンセリング支援等の希望がなされないときは、当該犯罪被害者等に連絡し、心理状態の確認、必要な助言等を行うものとする。
 - (2) 経過確認の連絡により、犯罪被害者等がカウンセリング支援等を希望する場合は部内カウンセラー、部外カウンセラー又は精神科医等に対する引継ぎを行い、希望しない場合はガイダンスカウンセラーの支援を終了するものとする。
 - 5 実施結果の報告
 - (1) ガイダンスカウンセラーは、犯罪被害者等に対するガイダンスカウンセラー業務又は第7の5若しくは6の任務に従事したときは、実施結果をガイダンスカウンセラー活動報告書（様式第7号）により、派遣を要請した所属（以下「派

遣先所属」という。)の長に報告するものとする。

- (2) 派遣先所属の長は、ガイダンスカウンセラー活動報告書に犯罪被害者等の今後の対応方針を記載の上、広報県民課長に報告するものとする。自所属のガイダンスカウンセラーを運用した所属の長についても、同様とする。

第9 研修等

1 指定者研修

広報県民課長は、指定を継続しているガイダンスカウンセラーの知識及び技能を維持するため、心理に関する有識者による研修等を定期的 to 実施するものとする。

2 育成研修

広報県民課長は、次に掲げる研修等をガイダンスカウンセラーに受講させることにより、そのスキルアップを図るものとする。

- (1) 被害者支援の基本を履修することを目的とした被害者支援専科
- (2) カウンセリングに関し、より高度な知識及び技能を習得することを目的とした各種研修

第10 運用上の留意事項

広報県民課長及び警察署長等は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 1 ガイダンスカウンセラーの勤務実態をよく把握し、適切な業務管理に配慮するなど、その円滑な運用に努めること。
- 2 ガイダンスカウンセラーとして必要な知識及び技能向上を図るための機会の付与に努めること。
- 2 危機介入は、被害直後（1週間以内）に実施することが最も効果的であるが、被害直後に危機介入を実施することが困難な場合は、派遣先所属において日程を調整し、できるだけ早い時期に実施すること。
- 3 ガイダンスカウンセラーの派遣については、原則として通常勤務の勤務時間内において行うこと。ただし、通常勤務の勤務時間外であっても、緊急を要する場合には、警察署長等は広報県民課長と派遣の必要性について協議するものとする。
- 4 ガイダンスカウンセラーの運用に際して知り得た個人情報適切に管理し、保密の徹底を期すこと。
- 2 ガイダンスカウンセラーは、急性期における危機介入により自らも極めて強いストレスを受ける可能性があることから、広報県民課長並びに派遣先所属及び派遣元所属の長は、ガイダンスカウンセラーの健康管理に配慮すること。

様式〔略〕